

「あいちの酒需要拡大促進事業」実施委託業務仕様書

1 事業名

「あいちの酒需要拡大促進事業」実施委託業務

2 事業の目的

本県は、清酒の製造量（課税移出数量）が全国第7位（令和5年度）であり、歴史ある蔵元により伝統の技を受け継ぐ酒造りが行われているが、全国的な知名度は高いとはいえない。そのため、情報の集積、発信地である首都圏等大都市圏において、愛知の酒の知名度を向上させるとともに、県内消費者に対しても愛知の酒の魅力をPRするための取組を支援する。また、国際イベント等を通じて海外に向けた情報発信を行うことで、愛知の酒の知名度向上と需要拡大を促進し、酒造・酒販業界の活性化につなげる。

3 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び同課が指定する場所

4 事業概要

首都圏等大都市圏及び県内での愛知の酒の知名度向上と需要拡大を目的とした試飲販売会の実施

※ここでいう首都圏等大都市圏とは、首都圏整備法において定められた東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県に加え、政令指定都市の所在する北海道、宮城県、新潟県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県とする。

- (1) 期間：令和8年6月頃から令和9年3月頃まで
- (2) 場所：首都圏等大都市圏及び県内の消費者及び訪日外国人を含む観光客が多数訪れる観光地、商業施設、国際イベント等
- (3) 回数：首都圏等大都市圏での試飲販売会3回以上、県内での試飲販売会2回以上

5 委託業務の内容

業務の内容は、次の(1)から(5)に掲げる事項を一体的に行うものとする。

(1) 首都圏等大都市圏及び県内での試飲販売会の実施に係る業務一式

ア 試飲販売会の実施場所、時期、方法等の提案及び実施

- ・実施回数は首都圏等大都市圏での試飲販売会3回以上、県内での試飲販売会2回以上とする。
- ・実施方法には、清酒等の試飲、販売を含むこと。
- ・試飲販売会全てにおいて、出展希望の酒蔵の募集及び調整を行うこと。特に、出展希望の酒蔵の募集及び調整の期間については、酒蔵が準備する時間を考慮し、

十分な期間を設けること。

- ・首都圏等大都市圏及び県内消費者や、訪日外国人を含む観光客等の試飲・購入者が多数見込まれる場所で実施すること。
- ・年度内に複数回定期開催されるような小規模なイベントへ出展する場合、実施回数はイベント毎に1回とカウントすること。(同じ小規模イベントに2回出展した場合でも、試飲販売会の実施回数は1回)
- ・試飲販売会期間中、必要に応じて通訳を配置すること。通訳言語は、英語及び中国語(普通話)両方とすること。
- ・県観光コンベンション局が実施する愛知の観光物産展との連携を検討すること。
- ・海外に向けた情報発信が行えるよう、国際的なイベントへの出展も検討すること。

イ 管理業務

- ・事務局として、試飲販売会のブース全体を管理する責任者を定め、準備(搬入)、開催期間、搬出終了までの間、1名を必ず現場に配置することとし、県及び関係者と常に連絡が取れるようにすること。
- ・試飲販売会の開催にあたり、その関係者との諸事務手続きが生じた場合は、適切に対応すること。
- ・緊急事態が発生した場合は、県及び関係者と調整し、適切に対応すること。
- ・試飲販売会終了後、1週間以内に実施報告書を提出すること。

※(1)については、WebメディアやSNS等のPRツールを利用し、本事業効果を高める提案を必須とする。

(2) パンフレット「愛知の酒」の内容修正及び翻訳

- ・県内酒蔵に対し、パンフレットへの掲載の可否を確認すること。
- ・掲載内容の時点修正を行うこと。
- ・翻訳は3言語(英語・中国語(簡体字・繁体字))とすること。
- ・レイアウト変更などの修正に対応すること。

(3) 連絡調整等業務

- ・各業務が円滑に実施できるよう、県始め関係者との連絡調整業務を行うこと。
- ・県が開催する「日本酒等販売促進会議」にかかる資料の準備をすること。

(4) 付加提案

- ・あいちの酒のイメージアップを図る取組など、本事業の効果を高めるため、以下の提案を行う。
- ・本事業の専用Webサイトの制作。
- ・各試飲販売会のPR用チラシの作成。
- ・その他、相乗効果が期待できる提案。

(5) 報告書の作成

- ・試飲販売会の事業成果を把握するのに必要な試飲者数、販売数量、売上金額を必ず記録するとともに、試飲販売会において、首都圏等大都市圏及び県内いずれも各1回以上参加企業及び来場者へのアンケート等を実施し本事業の効果を取り

まとめること。また、各イベントに係る事業記録（記録写真の撮影、新聞・メディア等の掲載記事等の収集等）をまとめて報告書を作成し、A4判縦3部及び電子データで提出すること。

- ・文書作成は、ワード、エクセル又はパワーポイントで行うこと。

6 成果物

- (1) 事業実施報告書3部及びその電子データ（ワード、エクセル又はパワーポイント）
- (2) その他県が指定するもの

7 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 本事業の成果物の内容は、受託者の承諾なく、産業振興課その他事業に活用できるものとする。
- (5) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合には協力すること。
- (6) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託者の協議により定めるものとする。